

第229回 岩手県開発審査会議事録

日時 令和7年7月3日（木）10時00分～10時30分

場所 盛岡地区合同庁舎 8階 講堂A

○事務局

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまから、第229回・岩手県開発審査会を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、岩手県県土整備部都市計画課・千葉総括課長より御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

○事務局

今回は、当審査会委員の任期満了に伴う改選後における、最初の会議でございますので、委員の皆様を御紹介申し上げます。

僭越ではございますが、お手元に配布しております名簿により、事務局から御紹介申し上げます。

はじめに、前任期から引き続いて委員をお願いしている方々を御紹介申し上げます。

長谷川菜園法律事務所の弁護士、長谷川 頌 委員です。

岩手大学の理工学部准教授、谷本 真佑 委員です。

一般社団法人建築士会の女性委員会委員、菰澤 麻子 委員です。

岩手医科大学の医学部教授、丹野 高三 委員です。

岩手県立大学の総合政策学部教授、新田 義修 委員です。

次に、今回新たに委員に就任いただきました方を御紹介申し上げます。

いわぎんリサーチ&コンサルティング株式会社の経営支援部コンサルタント、菊池 祐美 委員です。

J A岩手県女性組織協議会会長の、佐藤 好枝 委員です。

続きまして、今年度最初の審査会となりますので、事務局の職員について紹介いたします。

都市計画課総括課長の千葉でございます。

建築住宅課建築指導課長の箱石でございます。

都市計画課主査の八重樫でございます。

同じく、主任の高木でございます。

同じく、主事の菅原でございます。

なお、本日の審査会には、滝沢市都市整備部都市政策課の職員の方、矢巾町道路住宅課の職員の方に出席していただいております。

以上で事務局の職員紹介を終わります。

○事務局

引き続きまして、改選後の最初の会議でございますので、審査会の概要について、簡単に御説明したいと思います。

開発審査会は、都市計画法に基づいて設置されている県の附属機関でございます。都市計画法の規定による知事等の処分に対する審査請求の裁決を行うほか、市街化調整区域における開発許可等の申請に対し、知事が許可を行うに際し、一定の案件については、前もって当審査会において御審議いただくこととされております。

前もって当審査会で御審議いただく内容に係る制度上の位置づけについて、順を追って御説明いたします。

まず、都市計画区域についてですが、これは、都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を言います。

そして、都市計画区域の中には、無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域との区分、この区分のことを「区域区分」といいますが、区域区分が設定されている区域がございます。本県の場合、盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町にまたがる盛岡広域都市計画区域がそれに当たります。

区域区分がある都市計画区域における「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域とされており、原則として開発行為、建築行為が制限されています。

しかし、例外として、法律で定めるところの一定の要件に該当する場合に限り、許可できるという仕組みになっております。

許可に当たっては、類型化された基準に従い、当審査会に御審議いただくことなく知事の判断のみで許可が可能な行為もございますが、知事の許可に際し、前もって当審査会で御審議いただく事案もあります。

当審査会で御審議いただく事案としては、その目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる事案に該当するか否かについて、当審査会において御審議いただくこととされているものでございます。

なお、盛岡市については、地方自治法上の「中核市」であり、県知事とは別に、独自に許可権限を有しておりますので、当審査会では、盛岡市以外の滝沢市及び矢巾町の市街化調整区域が御審査いただく対象となります。

最後に、この開発審査会の委員についてでございます。

都市計画法第78条第3項で、「法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有」する等の方々から知事が任命するということとなっております。

そこで、岩手県開発審査会条例では、「審査会は、委員7人をもって組織する。」と定められているところでございます。

以上、簡単ではございますが、開発審査会の概要についての説明とさせていただきます。

○事務局

次に、議事に入ります前に、本日の審査会の委員の出欠状況につきまして御報告申し上げます。

岩手県開発審査会条例第4条第2項の規定により、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。

本日、委員の皆様方は、先程、御紹介いたしましたとおり、7人全員の出席をいただいておりますので、会議を開くことができます。

○事務局

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、非公開とされる案件を除き、後日、県のホームページで公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

当審査会は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により、会長が議事の進行を行うこととされておりますが、本日は委員改選後の最初の審査会でございますので、会長が選任されておられません。したがって、新会長が選任されるまでの間、事務局において進行を務めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし」の声）

○事務局

ありがとうございます。

それでは、議事（１）「会長の選任及び会長職務代理者の指名について」を上程いたします。

最初に会長の選任を議題といたします。岩手県開発審査会条例第3条第1項の規定によりますと、会長は互選によるとされております。互選の方法について、委員の皆様から御提案はございませんか。

○事務局

御推薦等がないようですので、事務局から提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし」の声）

○事務局

ありがとうございます。

事務局としましては、これまでの御経歴、実績から新田委員に会長に就任していただければいいかと考えますが、いかがでございましょうか。

○各委員（「異議なし」の声）

○事務局

どうもありがとうございました。御異議がないようですので、会長は新田委員にお願いすることに決定いたしました。

それでは、審議会の議事は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が進行を行うこととされておりますので、新田会長には恐れ入りますが、会長席へ御移動いただき、以降の議事の進行をお願いします。

○会長

それでは、会長を引き受けさせていただきます、岩手県立大学の新田義修でございます。改めてよろしくお願いします。円滑な会議進行のため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

それでは、議事を進めていきます。

「会長の選任」につづき、「会長職務代理者の指名」でございますが、岩手県開発審査会条例第3条第3項の規定により、会長が指名することとされております。当職としては、当審査会委員としての経験年数を踏まえて、当職から長谷川委員を指名させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いします。

次にこの際、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、慣例により会長を除く委員2名をもって行うものとし、その順番は都市計画法第78条第3項に規定されている選任区分の順、具体的には委員名簿の上から順に2名ずつということにしたいと思います。

よって、本日は、長谷川委員 と 菊池委員 をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○会長

それでは、議案の審議に入ります前に、本日の議案の中で、非公開とすべき案件はありますか。事務局に説明を求めます。

○事務局

本日、付議する議案は、後ほど事務局から御説明いたしますが、全て個人に係る案件であり、県の情報公開条例上は、「特定の個人を識別することができる情報」として非開示情報とされております。

また、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」では、「特定の個人を識別することができる情報」が含まれている場合は、会議を公開しないことができるとされております。

したがって、今回の議案の審議については、非公開とすることが適当であると考えております。

○会長

今の事務局の説明のとおり、今回の議案の審議については、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし」の声）

○会長

それでは、審議に入りたいと思いますが、始めに、本日の進め方について事務局に説明を求めます。

○事務局

本日は、3回に分けて御審議いただきたいと考えております。

具体的には、はじめに農家等の世帯分離に係る整理番号1番から3番を、次にやむを得ない事情による用途変更に係る4番から5番を、最後に申請なき既存宅地に係る整理番号6番から10番を御審議いただきたいと思います。

○会長

事務局の説明のとおりでよろしいですか。

○各委員（「異議なし」の声）

○会長

それでは審議に入りたいと思います。

本日、傍聴されている方はいらっしゃいますでしょうか。事務局より確認をお願いいたします。

○事務局

本日、傍聴されている方はいらっしゃいません。

○会長

それでは、議案第1号「都市計画法第43条第1項の規定による建築許可について」の整理番号1番から3番までの3件を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

（非公開案件）

※整理番号1番から5番までを審議

○会長

御異議なしと認め、原案のとおり可決します。

次に、議案第1号の整理番号4番から5番までの2件を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

(非公開案件)

※整理番号4番及び5番を審議

○会長

御異議なしと認め、原案のとおり可決します。

最後に、議案第1号の整理番号6番から10番までの5件を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

(非公開案件)

※整理番号6番から10番までを審議

○会長

御異議なしと認め、原案のとおり可決します。

本日、当審査会に付議された議案は以上となりますので、以上で議案の審議は終了します。

事務局に司会進行を戻します。

○事務局

新田会長、議事の進行ありがとうございました。

本日の配布資料ですが、個人情報を含んでいることから、お持ち帰りにならずに、お席に置いたままとして、お帰りいただきますようお願いいたします。

事務局から1点、次回の審査会の開催予定についてお知らせがございます。

次回は、9月18日(木)の開催を予定しております。詳細な日程は、別途調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第229回岩手県開発審査会を閉会いたします。

お忙しい中ありがとうございました。

以上